

入札監理小委員会 第534回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第534回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成31年4月23日（火）16：48～17：42

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運営業務（外務省）

○独立行政法人国際協力機構筑波国際センター施設管理・運営業務（外務省）

2. 入札結果等の報告

○東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務（財務省）

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、石田専門委員、石村専門委員、小松専門委員

（独立行政法人国際協力機構）

東京センター 野田次長

東京センター 総務課 山脇課長

東京センター 総務課 外崎企画役

東京センター 総務課 出口調査役

筑波センター 永友次長

筑波センター 総務課 野口課長

総務部 総務課 大井企画役

総務部 総務課 古川副調査役

（東京国税局）

総務部 会計課 宮成課長補佐

総務部 会計課 岩川係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第５３４回入札監理小委員会を開催します。

本日は、１．独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運営業務及び２．独立行政法人国際協力機構筑波国際センター施設管理運営業務の実施状況及び事業の評価（案）、３．東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務（財務省）に係る入札結果等の報告の審議を行います。

最初に、独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運営業務、独立行政法人国際協力機構筑波国際センター施設管理・運営業務の実施状況について、独立行政法人国際協力機構東京センター野田次長、筑波センター永友次長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は各１０分の計２０分程度でお願いいたします。

○野田次長 ありがとうございます。独立行政法人国際協力機構ＪＩＣＡ東京センター総務担当の次長をしております野田 英夫と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料をごらんいただきながら、私からポイントをかいつまんで、ご説明したいと思います。

まず、資料１、１の事業概要でございますけれども、ＪＩＣＡの東京センターの施設管理・運営業務については、平成２７年度から民間競争入札により実施しております。

（１）業務内容ですけれども、大きく分けて１０の業務がございます。①から⑩に書かれているとおり、総括業務、フロント、食堂がございますので食堂の運営、清掃、警備、設備管理、設備の定期点検、植栽の管理、リネンサプライ・クリーニング、宿泊施設がございます。セミナールームが多くありますので、こちらの設営業務となっております。

（２）契約期間については５年間です。

（３）受託事業者は、東京ビジネスサービス株式会社です。

（４）実施状況評価期間については、今年の３月３１日まで、５年契約のうちの４年間となっております。

（５）受託事業者決定の経緯ですが、民間競争入札実施要項に基づきまして実施をいたしましたところ。入札の参加の申請者は４者ありました。４者から提出された申請書を審査した結果、４者とも入札参加に必要な資格・要件を全て満たしていることを確認しております。

次のページにまいります。平成２６年１２月２５日に開札した結果、東京ビジネスサービスを落札者としております。

大項目の２．確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価です。

測定指標が幾つかありまして、それに基づいて評価をいたしました。まず、一番上の行の「サービスの質の設定」に示す業務を適切に実施することについては、評価欄にあるとおり、月例の成果報告書を点検したところ、業務が適切に実施され、サービスの質も確保されていることを確認しております。

次の行ですが、(ア) 対応サービス・施設快適性の確保については、こちらの施設の利用者は主に外国人の研修員になりますけれども、アンケートをとっております。有効回答のうち、「大変満足」、「満足」の2つの回答が全体の75%以上であることが基準となっております。右の評価欄をごらんいただきますと、「大変満足」と「満足」という回答が各項目とも75%以上達成したことを確認しております。アンケートの調査結果については、列記しておりますので、後ほど、改めてご説明いたします。

その下の(イ) 業務継続の確保については、平常時は空調停止とか停電、断水が発生しないこと、または業務の不備に起因する施設における事業及び執務の中断がないこと。また、緊急時においては、大地震・火災等、こういった事態が発生して、センターの機能を失うことがないことという3つに分けて設定しておりまして、いずれも今契約期間中には、発生ないし中断はしておりません。

一番下の行、(ウ) 安全の確保ですけれども、本業務の不備に起因する事故、事件といったものはございませんでした。

次のページをおめくりください。大項目3. 実施経費の状況及び評価ですけれども、実施経費については、市場化テスト前と後とで年の平均の実施経費を表の右欄に記載しております。削減額は、1行目と2行目の差をとると、削減率が9.8%と、約10%ということになっております。

大項目の4にまいります。今回の民間事業者からの提案による業務改善というものを大きく3つ挙げておりまして、総括業務とフロント業務、警備業務になります。いずれも、人員なり経費を削減できたということです。総括業務については、総括業務と食堂の運営業務があるんですけれども、こちらを効率的に行うことによって、総括事務に関する余剰人員を削減できたということがあります。また、人員削減によるサービスの低下とか事務の過誤を防ぐために、これまで以上に、頻繁に人員間での意思疎通を図るためのミーティング等を行ったということです。

(2) フロント業務ですけれども、フロントのスタッフのシフトを柔軟に組みかえることをもって、スタッフの余剰と思えるところの配置を回避したということです。

(3) 警備業務についてですが、従来は座哨方式といいまして、特定の場所で警備にあっているスタッフがいたんですけども、これを動哨の形で行うことによってスタッフの削減を図ったというところと、あと、こちらは24時間で警備を行っておりますので、夜間のフロントスタッフが警備を兼務する等のマルチタスクを導入することによって、余剰人員の削減も実現できております。

続きまして、大項目の5. 全体的な評価ですが、2点ありまして、(1) 質の確保については、先ほども簡単に触れましたが、アンケート結果で基準の75%を大幅に上回る良好な記録が得られたところ、主な利用者である外国人の研修員の満足度につながっているという点を評価させていただきたいと思っております。

(2) 経費の削減についてですが、次ページに説明がございます。大項目の3でご説明したとおり、市場化テスト前と後で約10%の経費の削減効果が見られました。効率的なサービス提供がなされているのではないかと考えております。

最後の大項目6. 今後の方針ですが、今回、市場化テストを第1期目ということを実施いたしました。①から⑤のとおり、本事業については、総合的には良好な実施経過を得られているのではないかと考えております。

最後のパラグラフのなお書きで、市場化テストが終了したとしても、これまでご提供いただいた公共サービスの質とか実施期間、入札参加資格、手続等については、十分に留意をして、公共サービスの質の向上とコスト削減を図っていきたいと考えております。

別紙として、次のページ以降、先ほど少し簡単に述べましたアンケートの調査結果の詳細なものを示しております。統一して6項目の評価項目を設定しまして、フロント、スタッフ対応、清掃2つ、寝具、リネン等、食堂についてということでそれぞれ数字を出しております、各年度とも基準の75%以上という数字を得られております。

以上が資料1についての説明でございます。

続きまして、資料A-3の1枚紙も、今まで説明したことがほとんどですので、ごく簡単に触れますが、上の具体的な業務内容については、先ほど述べましたとおり、主に10の業務があるということです。真ん中の写真3つが当センターの正面玄関と食堂と宿泊室の中の様子を撮ったものです。下の左側、確保されるべきサービスの質及び水準についても、これまで説明した内容となっております。その下の右には、基本情報として、実施期間と契約状況との推移ということで記載をしております。

最後に資料A-4、契約状況等の推移ということで、表を1つ載せております。右の列、

今回の審査対象事業の契約に関する基本情報が書かれているものと、その左隣に、前回、市場化テストの前の平成24年から平成26年度までの同様の建物管理の契約に関する基本情報を比較しているものでございます。大きく分けて、上側が契約状況等で、下側が競争性改善のための取り組み状況となっております。ポイントをご説明しますと、契約状況等の上半分ですけれども、上から4番目の落札率が、今回の78%に対し、前回は99%だったというところと、応札事業者の数ですけれども、前回は落札者のみでしたが、今回は、それ以外にも3者の応札がございました。上半分の一番下の備考欄に書いてある単年度当たりの金額も削減されております。

下半分の取り組み状況ですけれども、それぞれの項目について、応札者が自社内でより検討して応札書類をつくれるよう、特に時間的な配慮をしております。入札スケジュールとか、当然、入札の指示書の中にはいろいろな記載があるんですけれども、その記載をより詳細にすることによって、応札者にとって、応札書類が作りやすいような形にしております。例えば、上から3番目の業務責任者の資格等については、今回はより具体的に、英語による業務であれば、これぐらいの資格が必要ですよといったことを示しております。

ごく簡単ではございますが、東京センターからの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○永友次長 では、引き続きまして、JICA筑波からご説明させていただきます。よろしくをお願いします。

では、お手元の資料2をごらんいただければと思います。

事業概要につきましては、基本的にはJICA東京と同じですけれども、業務としては①から⑭までであり、そのうち、⑨車両運行業務、⑫自転車管理業務、⑬新聞購読業務、⑭図書館運営業務がJICA東京にはない業務となっております。特に、JICA筑波は公共の交通機関があまりなくて不便なところですから、どうしても車両を使つての移動が必要になるということで車両運行業務があります。自転車管理業務ということで、少し奇異な感じがあるかもしれませんが、公共交通機関が不便なものですから、近隣へは自転車で移動してもらうような形にしております。

(2)から(4)までの契約期間、受託事業者、実施状況評価期間につきましては、JICA東京と同じでございます。

(5)受託事業者決定の経緯、基本的なプロセスはJICA東京と同じですが、JICA筑波におきましては、入札参加申請者は2者でした。2者から提出された申請書を審査

した結果、入札参加に必要な資格要件を全て満たしていることを確認しております。

次のページをお願いいたします。平成27年1月7日に開札をしまして、予定価格の範囲内の入札価格が提示されまして、価格点も含めて総合的な評価を行った結果、東京ビジネスサービス会社を落札者としております。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価につきましても、基本的にはJICA東京と同じです。業務内容につきましては、JICA東京と同じように、サービスの質は確保されていると考えております。

それから、その次の欄のアンケート調査の結果ですが、研修員に6つの質問をしております。その結果、各年度とも、各項目75%以上の「大変満足」あるいは「満足」といった回答を得られております。したがって、サービスの質の確保はされていると考えております。

その下の段の（イ）業務継続の確保につきましては、各項目とも、空調停止や断水といったものは発生しておりませんし、施設における事業あるいは執務の中断もしておりません。緊急時の地震・火災等の緊急事態が発生した場合の停止も発生はしておりません。

その下の段、（ウ）安全の確保につきましても、本業務の不備による人身事故または物損事故は発生しておりません。

続きまして3ページ、3. 実施経費の状況及び評価につきましては、従前と比較しまして約17%、金額にして約3,600万円の経費削減効果がありました。特に、清掃業務、フロント業務、警備業務において、大きな削減効果が見られました。具体的な数字につきましては、下の表のとおりでございます。

4. 民間事業者からの提案による業務改善につきましては、（1）業務従事者の能力向上に係る取り組みということで改善を提案されておまして、この中で、①警備業務、フロント業務につきましては、社内による研修を実施して、能力の向上に努めておまして、その結果として、リスク要因の早期発見といったことにもつながっております。次に、②食堂業務につきましては、ムスリム接遇主任講習に参加して、ハラル対応と利用者の満足度を高めることにも貢献しております。アンケート調査でも、満足度は徐々に向上しております。

続きまして、（2）経費節減に係る取り組みですが、①監視カメラとか電子錠など、セキュリティシステムも導入しまして、その結果、警備員による巡回回数の削減や夜勤スタッフの配置も柔軟に対応できるようにしております。②フロント業務の合理化ということ

で、マルチタクス化等を導入しまして、編成を見直していただきまして、経費の削減に貢献しております。③、④につきましては、施設内の除草とか殺虫剤散布といったものも必要に応じて対応するとしておりまして、回数を減らしております。それから、樹木の剪定につきましても、同様に樹木の状況に応じて対応しているということで、作業回数の削減につながっております。

続きまして、5. 全体的な評価、(1) 質の確保につきましては、アンケートした研修員の結果から、「大満足」あるいは「満足」といった回答が基準の75%を大幅に上回っており、良好な評価が得られたと考えております。

(2) 経費の節減についても、市場化テスト前と後では、約17%の経費削減効果が見られました。コスト削減と効率的なサービスの提供がなされたと評価できるのではないかと考えております。

4ページになります。6. 今後の方針ですが、JICA筑波におきましても、市場化テストの導入は今期が1期目でございますが、以下にあります①から⑤のとおり、良好な結果が得られているのではないかと考えております。

したがいまして、官民競争入札監理審議会における審議を通じた、こういった趣旨に基づきまして、引き続き、法の趣旨に基づきまして、公共サービスの質の向上、コスト削減を図る努力を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、別紙のアンケート調査の結果につきましても、それぞれ書いてあります。設問6で、食堂につきましては、当初82.2%ということで若干低かったのですが、その後、徐々に改善していまして89%まで上がってきているということで、改善が見られていると考えております。

続きまして、資料B-3です。内容的には重複しておりますが、以下、写真を見ていただければと思いますが、左側に研修員たちが宿泊する施設とセミナー室等があります。その次がフロントの接遇をしている状況です。その次は、食堂で、食事のメニューをこのように提示しています。一番右になりますが、図書館での管理業務ということで、研修員たちが、通常の参考図書だけではなくて、これまで来ておりました各研修員たちの報告書を見る機会が多いものですから、こういった形で対応しております。

続きまして、資料B-4につきましては、JICA東京と同様に、市場化テスト前と今回の対象期間について記載しております。特に応札者ところですが、今回、2者しかございませんでした。2者とも予定価格以内でしたが、今後につきましては、実は説明の参加

数は14者もありまして、関心を持っていただいているところは多いのではないかと期待はしているところでございます。

あと、基本的なところはJICA東京と同じですけれども、例えば、業務責任者の質の確保という点等もあるんですが、こちらにつきましては、総括業務ではTOEIC600点とか、フロント業務については、それよりちょっと高めの730点ということで設定しております。フロント業務ですので、やはりいろいろな照会等もございますので、それなりにきちんとした対応はしていただけるということでやっております。

以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は各5分の計10分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは事務局から、引き続き、事業評価についてご説明いたします。

まず、資料A-1をごらんください。独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運營業務の評価でございます。

1ページ目のI 事業の概要等につきましては、先ほど東京国際センターから説明がございましたので省略させていただきます。

2ページ目にまいります。事業の評価ですが、終了プロセスに移行することが適当であると評価いたしました。

その評価の方法は、3つの観点から評価を行いました。1点目、サービスの質の確保、2点目、実施経費、3点目が競争性の観点です。

まず1点目のサービスの質の確保について2ページ目の(2)をごらんください。確保されるべき質の達成状況は、いずれもサービスの質は確保されております。また、事件、事故等についても発生しておりません。

3ページ目へまいります。民間事業者からの改善提案でございます。先ほどセンターから説明のとおり、業務の一元化によって効率化が図られたということ、例えば、マルチタスク化によって余剰スタッフを削減することで柔軟に対応することができたという改善提案がございました。

実施経費は、従前に比べまして約2,600万円、10%の削減効果があったことを評価いたしました。

競争性については、さまざまな改善策を講じた結果、複数応札が実現いたしました。

以上から、評価のまとめといたしまして、平成27年度から平成30年度の4年間におきまして、全て目標を達成していると評価いたしました。

また、民間事業者からも、さまざまな改善提案が盛り込まれて、創意工夫の発揮によって、業務の質の向上、経費の削減に貢献したものと評価しております。

最後の4ページにまいります。以上を踏まえまして、(6) 今後の方針でございます。本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ.Ⅰ.(1)の基準を満たしております。したがって、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テストを終了した後も、東京国際センターが、みずから公共サービスの質の維持の向上とコストの削減を図っていくことを求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

続きまして、資料B-1をごらんください。同じく独立行政法人国際協力機構筑波国際センターの施設管理と運營業務の評価についてでございます。

1ページ目の事業の概要については、先ほど筑波国際センターから説明のとおりですので、省略させていただきます。

2ページ目にまいります。評価でございますが、終了プロセスに移行することが適当であると評価いたしました。

評価の方法につきましては3点の観点から評価を行いました。まず1点目がサービスの質の確保です。2点目が実施経費です。3点目が競争性の観点です。

まず、1点目の確保されるべき質の達成状況は2ページ目の(2)をごらんください。いずれもサービスの質は確保されております。また、事故、事件等も発生しておりません。

3ページ目へまいります。民間事業者からの改善提案は、センターからも報告がございましたとおり、能力向上に係る研修等を実施してスキルをアップさせていること、経費削減に係る取り組みを積極的に行っているということで、業務の改善提案が見られます。

実施経費は、従前経費と比較いたしまして3,600万円の減少、約17%の削減効果があったことを評価いたしました。

最後に、競争性の課題についても改善策を講じて、複数応札となり、改善効果は認められております。

以上から、本件の事業評価についてのまとめでございますが、平成27年度から平成30年度の4カ年において、全て目標を達成していると評価いたしました。

また、民間事業者からの改善提案で創意工夫が見られたことから、業務の質の向上と経費の削減に大きく貢献したものと評価いたしました。

最後に、(6) 今後の方針です。4 ページ目にまいります。本事業につきましても、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ. I. (1) の基準を満たしております。したがって、現在実施中の事業をもちまして市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テスト終了後におきましても、引き続き、筑波国際センターが、みずから公共サービスの質の維持の向上とコストの削減を図っていくことを求めてまいりたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。何かございませんか。

はい、お願いいたします。

○小松専門委員 筑波の資料2、経費節減の話で、監視カメラをつけたとか、電子錠をつけたという話があるんですけど、これは業者側から提案があつてやったんでしょうか、それとも、もともとそういう計画があつたということでしょうか、どちらでしょうか。

○永友次長 基本的には、もともとそのような計画もありましたけれども、まず、JICA筑波の特殊性から申し上げますと、もともと、公道を挟んで農業関係の研修を主にやっていたセンターと農業以外の研修をやっていたセンターが2つありまして、1990年以降、それを1つにして管理し始めたということで、施設自体が非常に広く、4.8ヘクタールぐらいのところでありまして、そういう観点で、徐々に増やしていったということになります。

○小松専門委員 そうすると、これはある意味、必然でおやりになった話で、別に業者が費用負担してつけたということではないんですよね。

○永友次長 はい、業者が費用負担したというわけではございません。ただ、それによって巡回の回数といったものは減りましたので、人件費としては大幅なコストダウンにつながったと考えております。

○小松専門委員 それは業者の提案というより、センターでそういう装置を入れたから、必然的に下がったという話かなとは思いますが、わかりました、結構です。

○古笛主査 そのほか、ございませんか。

はい、石田委員、お願いします。

○石田専門委員 資料2の5ページにアンケートの調査結果がありますが、2015年度は母数が1,317で、2018年度は743と、約60%ぐらいになっているんですが、これは稼働率が下がっているということと同じ意味でしょうか。

○永友次長 いえ、必ずしも稼働率が下がっているということではございませんが、アンケートをお願いしている研修員は、長くいる人たちがメインになっております。短期間で帰るような方々には、アンケートはお願いしていないということもあります。

○石田専門委員 アンケートの結果は、ちょっとこういうふうに見えるので、私の疑問としては、宿泊者数とか研修者数が大幅に削減になっているのであれば、こちらは最初入札なので、どんと大きな金額で決まっているけれども、実際は半分の稼働率だったら、それに連動して経費が下がったりすることはないんですかということを知りたいので、まずは稼働率に大幅な変動があるのかを教えてください。

○永友次長 いえ、稼働率には大幅な変動はございません。

○石田専門委員 はい、わかりました。

○古笛主査 アンケートの集計が少なかったということですかね。2015年と2016年で随分減っているように見えるんですけど。

○永友次長 そうですね。2016年度以降が大体平均的な数字になってくるかと思います。2015年度につきましては、こちらで再度確認いたします。

○古笛主査 お願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

○稲生副主査 よろしいでしょうか。

○古笛主査 はい、副主査。

○稲生副主査 資料1の3ページ目で、私も民間事業者さんの提案についてお聞きしたいんですけども、4の(3)警備業務でございますが、いろいろ工夫をされていて、座って監視に当たる方式から、動哨というんでしょうかね、歩きながら警備に当たる方式を導入した。それから、夜間担当のフロントスタッフにマルチタスクを入れたということで、非常に理想的に提案し、実施されているということですけども、仕様書がどうなっていたのかということで、要は余剰スタッフの削減という言い方がよくわからなくて、JICAさんが出した仕様書には、例えば、何名の方を警備に当たらせるとか、何名の方をフロ

ントスタッフに当たらせるというふうに書かれていたんでしょうか。まず、それをお聞きしたいんですけども。

○野田次長 ご質問ありがとうございます。こちらからは、特にどういう業務に何名と事細かに指定をしておりませんので、その部分では、逆に言うと、民間事業者さんの提案をいただくという形になっておりました。

○稲生副主査 なるほど。いわゆる性能発注みたいな形で、警備の質のところだけを仕様書というか、書いておいたということによろしいわけですね。

○野田次長 そうですね。例えば、24時間きちんと警備をすることとか、基本的な条件は示しております。

○稲生副主査 なるほど。余剰スタッフの削減、問題意識は、最終的には9.8%削減して、2,600万円ですので、向こうからすると、数人減らすだけで、1,000万円を超えるような削減になるのかなと思っていて、そうすると、余剰スタッフの削減の具体的な人数はお聞きになっていないということでございますか。例えば、当初、向こうが提案の段階で想定していた人数があって、実際に進めていく中で、より効率的にするために動哨にしたとか、マルチタスク方式にしたということがあって、余剰スタッフの削減が減っていたということになるのか、そこら辺、向こうの方がどういうふうに整理なさっているのかなということですけども。

○野田次長 まず、人数でいいますと、警備については約1名程度の削減ができていると思っております。確かに、「余剰スタッフ」という言葉自体が正確にお伝えできていない表現の仕方かなと思っておりまして、やり方を変えることによって、結果的にその人員が削減できるというところを意図して、「余剰スタッフ」という記載をさせていただいたところ です。

○稲生副主査 なるほど、わかりました。

それから、特に問題は生じていないということで結構だと思うんですが、これ、見ようによっては、今までは座っていたのが、常に歩き回って、しかもフロントの仕事もやるということで、ほとんど寝ずの番で、過酷な労働条件になって、今の時代、働き方改革で、いろいろ難しい局面もあると思うんですが、そこら辺、特にトラブルはなかったという理解でよろしゅうございますか。

○野田次長 結果的にはトラブルはございませんでした。ただ、委員ご指摘のとおり、労働条件としては、少し厳しいものになっております。もちろん、民間事業者からの提案と

いうことで我々は受けてはおりますけれども、ほんとにそういう問題がないかということ
は常に点検をしていきたいと思っています。

○稲生副主査 わかりました、ありがとうございました。

以上でございます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 本日はありがとうございます。

筑波につきましては、アンケートの数をもう一度実査して、先生にご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○古笛主査 そこは後ほどご確認させていただいて。よろしいでしょうかね。

良好な結果なので、それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(国際協力機構退室)

(財務省入室)

○古笛主査 続きまして、財務省の東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（財務省）に係る入札結果等の報告について、東京国税局総務部会計課宮成課長補佐より説明していただきたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。

○宮成課長補佐 東京国税局会計課課長補佐をしております宮成でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

では早速、東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務のうち「区分E」（国税庁事務管理センター）に係る入札結果につきまして説明をさせていただきます。

資料に添って説明をさせていただくんですが、その前に、まず簡単に、業務の概要的なものをご説明させていただきます。

本業務につきましては、平成23年度から民間競争入札としておりまして、さらに平成26年から平成30年の実施状況報告を平成30年6月にいたしまして、今回の本業務、平成31年4月から36年3月までの5年間の業務を継続して行うことになりました。

業務内容といたしましては、東京国税局が管理している税務署などの91カ所の庁舎と

施設における施設管理・運營業務でございます。施設管理・運営の中には、建築設備管理とか庁舎の清掃、電話交換機の保守や執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督等、快適な執務環境の維持及びその運営となっております。委託期間は、平成31年4月1日から36年3月31日までの5年契約となります。先ほども税務署など91の庁舎があると申し上げましたが、業務規模が大きいことと、競争性を高めるために、地域別に5つに区分をいたしました。

では、入札結果のご報告をいたします。お手元の資料にお示ししておりますが、本案件につきましては、総合評価方式による入札を実施いたしました。

1回目の入札につきまして、1の(1)で日程を記しておりますが、入札公告を平成30年12月25日、入札説明会を平成31年1月9日、提案書の提出期限を平成31年2月14日としまして、開札を平成31年3月7日に行いました。

(2)に入札結果を記しておりますが、「区分A」から「区分D」までの4区分につきましては落札となりましたが、「区分E」につきましては、唯一であった応札者の入札価格が予定価格を超えていましたので、同日付で再度入札を実施いたしましたが、応札者がなく、結果、不落となりました。直ちに当初の応札者と随意契約の交渉をいたしましたが、入札に來た実際の担当者では判断ができないということで、会社に一旦持ち帰っていただきまして、検討後、3月11日と12日の2日間にわたり交渉を繰り返しましたが、結果、折り合いがつかず、不調となってしまいました。

当該入札の不調を受けまして、唯一の応札者でありました現行の委託業者でもある大成有楽不動産に入札価格が下がらない理由などを確認しましたところ、人件費の上昇により警備会社への外注料金が高騰したことが主な理由とのことでした。これにつきましては、予算要求時に比べまして、警備員の人件費が高騰していることが原因であると思われます。

また、他の「区分C」の落札者や、仕様書は交付したんですけれども応札はしなかったという業者さんにその理由を確認したところ、複数の業者さんから、設備点検が多岐にわたり清掃範囲等も広いなど、業務の規模が大きいので入札に参加できなかったとか、例えば、維持管理だけ、清掃だけ、及び警備だけと3つの業務に分割されていれば入札の可能性があったとの回答がありました。

これらの業者からのヒアリング結果を踏まえまして検討したところ、現状の実施要項のまま再度入札を行っても業者の応札が見込めない可能性が高いこと、また、対象施設は適正・公平な課税を行うための国税庁総合管理システム及び国税電子申告・納税システム等

の運用業務や開発業務を行っている施設であり、管理する情報の重要性から、24時間体制で業務を行っているという庁舎の施設管理・運営業務の性格から、間断なく4月1日から業務を開始する必要があるため、3月13日に官民競争入札等監理委員会の事務局の方とご相談させていただきまして、他の選択肢がないと判断いたしまして、平成31年度につきましては、施設管理・運営業務と清掃等業務及び警備業務の3つに分けまして、また、可能な範囲で業務の積算等は見直しまして、当局による一般競争入札によって実施いたしました。

裏面に2回目の入札につきまして記しておりますが、入札公告を平成31年3月20日に出しまして、施設管理・運営業務の4月と5月分の開札を平成31年3月27日、清掃等業務と警備業務の開札を平成31年3月28日に実施いたしました。

結果としましては、一般競争入札をしまして、施設管理・運営業務（4月・5月）分、清掃等業務につきましては、応札があったものの、入札価格が予定価格以上でありまして不落となりましたが、その後の交渉におきまして、随意契約することとなりました。また、警備業務につきましては、一般競争入札におきまして落札ということになりました。

また、施設管理・運営業務の6月から3月分につきましては、平成31年4月11日に入札公告を出しまして、開札は5月31日としております。2回目の入札のうち、施設管理・運営業務を4月・5月分と6月から3月分と2つに分けましたが、理由といたしましては、1年を通しての契約となりますと、入札予定価格が1,500万円を超えることとなりまして、1,500万円を超える入札は、通常の入札よりも長い50日という公告期間を設けなければならないことが政府調達に関する協定を改定する議定書によって定められておりまして、この50日間についても、庁舎の施設管理とか運営業務の正確性から間断なく業務を行う必要があり、空白にすることはできないことから、対応策としまして、まず4月分・5月分を入札しまして、それから6月から3月分について、公告期間50日間をとったということになっております。

これらの経緯を踏まえまして、来年度以降は、本事業の趣旨である競争性を確保しつつも、東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務（区分E）の実施の観点からの検討を行いまして、改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、今回のご報告とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
○古笛主査　ありがとうございました。

ただいま財務省よりご説明いただきましたが、ご質問等がございましたら、ご発言をお

願いいいたします。

はい、お願いします。

○小松専門委員 主に警備で不調になってしまったということですが、警備の発注の仕様はどういうふうにされているのでしょうか。資料C-4を拝見していると、警備については、巡回で、経験が3年以上ある警備員を常駐しなさいということを書かれているんですけれども、例えば、人数を指定して、経験3年以上の人を何人常駐させろというような仕様の書き方をされているのでしょうか。

○宮成課長補佐 仕様書自体には何人という書き方はしていないんですけれども、スケジュール的なものがありまして、この期間にはここにいてほしいとか、ここそこには必ず人がいてほしいというようなものは示しております。

○小松専門委員 そうすると、それから必要な人数は出てきてしまうわけですね。

○宮成課長補佐 そうです。

○小松専門委員 今、ヒアリングしているんですけれども、逆に言うと、そういうふうにされると非常に困るという業者、受ける側からの話があって、例えば機械警備に置きかえられないかとか、それから、広い敷地のセキュリティーの考え方が、敷地全体をセキュリティーの対象にしている場合と、非常に重要な建物の周辺だけに限る場合とで、やっぱり、必要な人数とか警備の水準というのは変わってくると思うんですよね。過剰と言ったら違うかもしれませんが、必要以上の要求をしてしまうと、受ける側は、それだけの人数を準備しなければいけないので、今、人手が足りないと言われている中で、不落になるのはやむを得ないのかなという気も若干するんですよね。そういう意味で、発注仕様書の見直しみたいなことは検討される予定はありますか。

○宮成課長補佐 はい。実際に2回目の入札をする場合には、警備のところも仕様の見直しはしております。

○小松専門委員 そうですか。

○宮成課長補佐 はい。その結果、入札ができたと思っております。

○小松専門委員 今後もそういう努力をしていただいたほうがよろしいかと思います。

○古笛主査 よろしいでしょうかね。

特段のご質問、ご意見がないようでしたら、異論なしといたします。なお、財務省におかれましては、事務局と相談の上、今後の事業のあり方について検討の上、整理でき次第、改めて審議する方向で願いいいたします。本日はありがとうございました。

(財務省退室)

— 了 —